**令和６年度　製造業支援助成事業 募集要項**

1 事業内容

小平市内中小企業者等が、「販路拡大」「商品・製品・技術開発」「技術取得・経営強化のための研修費」など、事業展開の拡大を図るために要する経費を助成します。

2 助成対象事業

①製品開発費の助成

試作品作成費・加工費・材料費等

②環境対策費の助成

省エネ機器購入費・節電対策工事費等

③展示会参加費用等の助成

出展費・ブース加工費・新聞、雑誌等への広告掲載費等

④製品カタログ等作成費用の助成

会社案内、製品カタログ・パンフレット等の作成費

⑤知的財産権及び特許の取得費の助成

調査費・取得手数料等

※①から⑤のいずれかを選択してください。複数にまたがる申請はできません。

3 申請要件

①小平商工会会員であり小平市内で製造業を営む個人または小平市に登記簿上の本店所在地又は営業所がある法人。

②小平市内に主たる事業所を持っていること。

③市税及び事業税等を滞納していないこと。

④小平商工会に対する会費・手数料等の債務の支払いが滞っていないこと。

⑤同一内容で国・都道府県・区市町村・中小企業振興公社等から助成を受けていないこと。

⑥過去に国・都道府県・区市町村・中小企業振興公社等からの助成に関し、不正等の事故を起こしていないこと。

⑦反社会的勢力との関係がないこと。

⑧令和４年度または令和５年度に当助成金の交付を受けていないこと。

4 助成金額

1. 助成対象事業に要する経費であり、助成対象と認められる経費（税抜）（10/10）のうち最大20万円（1万円未満切捨て）

5助成事業制度の流れ

1. 申請書の提出は令和６年１２月２７日（金）で締め切らせていただきます。ただし、助成金予算が終了した場合、締切期日前に受付を終了いたします。

②提出された申請の内容について確認を行います。確認後、交付の可否についてご連絡いたします。

③助成金額の交付は実績報告後、３０日以内となります。

6 助成対象期間

①令和６年４月1日（月）から令和７年２月２８日（金）までの期間に実施及び経費の支払いが完了していること。

7 受付期間

①令和６年９月２日（月）から令和６年１２月２７日（金）まで

＊**助成金予算が終了した場合、締切期日前に受付を終了いたします。**

8 助成対象経費

①助成対象経費は、助成事業の目的のみに支出する経費であり、前述の2助成対象事業①～⑤に対応する経費です。

②展示会出展の場合は一般公開されている展示会が対象となります。

※展示会出展の場合は、出展ブース内に申請企業名を表示すること

9 助成対象外経費の例

①親会社、子会社、グループ企業等関連会社（資本関係のある会社・役員を兼務している会社等）との取引に要する費用

②間接経費（交通費、保険料、納品時の送料、印紙代、雑費等）

③自社で主催する展示会に要する費用

④展示会出展の場合、共同出展等に係る経費で、企業間の費用負担按分について妥当性が説明できない費用

⑤コンパニオン、アルバイト等外部人材派遣に関する経費（通訳費を含む）

※その他、内容によっては対象外となるものもありますので商工会へご確認ください。

10 申請に関する注意事項

①提出された書類はお返ししません。

②審査の経過・結果に関するお問い合わせには応じかねます。

③審査の結果は審査終了後に通知します。

④採択された場合であっても予算の都合等により申請額から減額される場合があります。

11 助成対象者に決定された後の注意事項

①実行状況の確認

　事業実施後、速やかに事業実施報告書及び付属資料を提出してください。付属資料等とは申請された事業の実施が確認できる以下のものとなります。

・料金の支払いが確認できる書類の写し(領収書・振込書・納品書等)

・作成・配布した広報物の原本(広報物を作成・配布した場合)

・ブース全体、出展状況等出展の状況が分かる写真(展示会出展の場合)

・広告等が掲載された新聞、雑誌等の原本(広告を掲載した場合

②事業実施報告書及び付属資料の提出期限

　申請された内容にかかわるすべての支払完了後、20日以内に提出してください。

報告書を期限内にご提出いただけない場合、交付決定を取り消しする場合があります。

12 助成事業完了後の注意事項

①申込された情報については下記の事例に限り取り扱いいたします。

・当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析に使用します。

・経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。

・小平市への情報提供(申請の実施状況について小平市へ提供する場合があります。

13 助成金交付決定の取り消し

以下のいずれかに該当した場合は、助成金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、下記の事例の場合には刑事罰が適用される場合もありますので十分注意してください。

①偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。

1. 助成金を他の用途に使用したとき、又は使用しようとしたとき。
2. その他助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは助成金交付決定に基づく命令に違反したとき。

14 書類様式

　　「申請書」（様式１）　事業者申請用

　　 「実績報告書」（様式２）　事業者報告用

　　 「請求書」（様式３）　事業者請求用

15 申請書提出について

申請書類については、小平商工会へご提出ください。なお、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。